

令和7年度第1回北海道立総合博物館協議会の開催について

次のとおり標記協議会を開催いたします。

記

日 時 令和8年（2026年）10月7日（水） 14時00分から

場 所 北海道博物館 講堂

議 題

（報告事項）

- 令和8年度（4～9月）における当館の動向について
- 令和7年度第1回協議会でいただいた主な意見と今後の対応について

（審議事項）

- 令和7年度評価について

その他

本協議会を傍聴する場合は、「北海道立総合博物館協議会傍聴要領」を遵守してください。

傍聴を希望する方は、10月7日（水）13時50分までに会場にお越しください。なお、受付は先着順とし、定員の20名に達した場合は受付を終了します。

会議において会議の公開又は非公開の取扱を定めます。非公開とする決定がなされた場合は退場をお願いしますので、ご了承ください。

本協議会に関する連絡先
北海道博物館 総務部企画課
担当：鈴木健介、竹村あすみ
電話：011-898-0456
FAX：011-898-2657

北海道立総合博物館協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道立総合博物館協議会（以下「協議会」という。）の会議（部会の会議を含む。）の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、協議会会長の許可（部会においては部会長の許可）を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴者は 20 名以内とします。傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、協議会会長（部会においては部会長）が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会議において、ビラ、チラシ等の配付はできません。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害したりするようなことはできません。

3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している方
- (3) 前 2 号のほか、会長において傍聴が不適當と認める方

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。